

北名古屋市内循環バス等広告掲載事業者募集要項

(趣旨)

第1条 この要項は、北名古屋市内循環バスの運行に係る財源の確保等を図るとともに、民間企業等の地域貢献機会を提供するため、北名古屋市内循環バスの運行に関連する工作物や製作物（以下「きたバス等」という。）を広告媒体として活用し、法人その他の団体又は個人（以下「広告掲載事業者」という。）の広告を掲載することに関し、北名古屋市広告掲載要綱（平成20年北名古屋市告示第185号。以下「要綱」という。）及び北名古屋市広告掲載基準（平成20年6月25日施行。以下「基準」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類等)

第2条 きたバス等の広告媒体の種類は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 車体広告
- (2) 車内広告
- (3) 停留所広告
- (4) 停留所名
- (5) 関連印刷物

(広告掲載の承諾)

第3条 広告掲載事業者は、要綱、基準及びこの要項の各規定を遵守して広告を作成するものとする。

- 2 広告掲載事業者は、きたバス等の広告物の内容、デザイン、規格、形状及び材質等の仕様について、あらかじめ北名古屋市地域公共交通会議会長（以下「会長」という。）の承諾を受けなければならない。
- 3 会長は、承諾を行うに際して、仕様の変更を指示し、又は必要な条件を付すことができる。

(広告掲載の期間)

第4条 きたバス等の広告物の規格、掲載期間及び広告掲載料等は、別表のとおりとする。

(受付期間及び申込方法)

第5条 広告掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、次の内容のとおり申し込むものとする。

<p>受付期間</p>	<p>第1次募集／令和6年2月15日（木）午前8時30分から 令和6年3月15日（金）午後5時15分まで （平日のみ）</p> <p>ただし、第1次募集の期間内に申し込みがない場合は、期間終了後、第2次募集（随時受付）を行います。</p> <p>その際は、北名古屋市ホームページで告知しますが、個別の連絡は行いません。</p>
<p>提出先 （郵送可）</p>	<p>〒481-8531 愛知県北名古屋市西之保清水田15番地 北名古屋市役所（西庁舎）2階 北名古屋市地域公共交通会議 事務局</p>
<p>提出書類 ※新規申込</p>	<p>1 北名古屋市内循環バス等広告掲載申込書（様式第1） 2 添付書類</p> <p>(1) 身分証明書（個人事業主の場合）又は商業登記簿全部事項証明書（法人の場合）</p> <p>※ 身分証明書は、市区町村によっては「身元証明」ともいい、被後見人登記や破産宣告の有無を証明するもので、本籍地の市区町村で取得することができます。</p> <p>(2) 納税証明書（市税の未納が無いことの証明）</p> <p>※ 北名古屋市に納税義務がある場合、提出を省略することができますが、納税記録の閲覧に同意していただく必要があります。</p> <p>(3) 会社概要及び事業実績を示す書類等（任意様式） (4) 広告案（任意様式）</p>
<p>提出書類 ※継続申込</p>	<p>1 北名古屋市内循環バス等広告掲載継続確認書（様式第2） 2 添付書類</p>

	<p>(1) 身分証明書（個人事業主の場合）又は商業登記簿全部事項証明書（法人の場合）。ただし、契約締結日以降、その内容に変更があった場合に限る。</p> <p>※ 身分証明書は、市区町村によっては「身元証明」ともいい、被後見人登記や破産宣告の有無を証明するもので、本籍地の市区町村で取得することができます。</p> <p>(2) 納税証明書（市税の未納が無いことの証明）</p> <p>※ 北名古屋市に納税義務がある場合、提出を省略することができますが、納税記録の閲覧に同意していただく必要があります。</p>
注 意 事 項	<p>1 要綱及び基準に該当しない者は申し込みすることができません。</p> <p>2 提出に要する費用は、申込者の負担とします。</p> <p>3 全ての提出書類は、受付後、返却できません。</p> <p>4 広告の掲載位置は、申込者の希望に基づき会長が決定します。</p>

（審査及び通知）

第6条 会長は、第5条に規定する第1次募集の期間内に申込者が複数あるときは、次の各号に掲げる順位により広告掲載事業者を決定することとし、同条に規定する第2次募集は先着順で広告掲載事業者を決定することとする。

- (1) 第1順位 引き続き広告掲載を希望する者
- (2) 第2順位 会社概要や事業実績が公共的性格を持つ者
- (3) 第3順位 市内に本社又は本店を有する者

2 会長は、第5条の規定に基づく申し込みを受理した場合は、その内容を審査し、北名古屋市内循環バス等広告掲載承認・不承認決定通知書（様式第3）により申込者に通知することとする。

3 会長は、要綱、基準及びこの要項に適合しないもの又は虚偽の内容が記載されているものは、前項の通知の内容に関わらず失格とし、改めて前項による通知を行うこととする。

4 申込者は、前項に基づく通知を受けたときは、指定された期日までに広告

物を撤去するとともに、これらの撤去に要する全ての費用を負担することとする。

- 5 会長は、審査の内容は公表しないこととし、第2項及び第3項の通知の内容についての異議申立ては受け付けないものとする。

(契約書の締結)

第7条 会長と第6条第2項に基づく承認の通知を受けた者（以下「広告主」という。）は、広告の掲載について契約書を締結することとする。ただし、北名古屋市内循環バス等広告掲載継続確認書（様式第2）の提出により、第6条第2項に基づく承認の通知を受けた者は、契約書の締結を省略することとする。

(広告掲載料の納入)

第8条 広告主は、会長が指定した期日までに、請求書（様式第4）により広告掲載料を年額で一括して納入しなければならない。

- 2 広告掲載料の納入に要する費用は、広告主の負担とする。

(費用の負担)

第9条 広告主は、次の各号に掲げる費用を負担することとする。

- (1) 第1条に基づく工作物や製作物の新規制作及び設置
- (2) 北名古屋市手数料条例（平成18年北名古屋市条例第59号）に定める屋外広告物許可手数料
- (3) 広告主に起因する修正や撤去
- (4) 前各号の履行に起因するきたバス等の破損、汚損及び紛失が生じた場合の復旧

- 2 会長は、次の各号に掲げる費用を負担することとする。

- (1) 北名古屋市内循環バス事業を廃止または中止する場合における工作物や製作物の撤去
- (2) 北名古屋市内循環バス等広告掲載事業を廃止または中止する場合における工作物や製作物の撤去

- 3 北名古屋市内循環バス運行業務において、きたバス等の破損、汚損及び紛失が生じた場合の復旧に要する費用は、北名古屋市内循環バス運行業務の受注者が負担することとする。

(広告掲載料の還付)

第10条 第8条の規定による広告掲載料において、要綱第9条により還付する広告掲載料の額は、納付された広告掲載料から広告掲載した期間に係る広告掲載料を差し引いた額とする。この場合において、1か月未満の期間に係る広告掲載料は、広告掲載料の1か月の額とする。

(免責)

第11条 会長は、天災、事故、故障、点検その他市の責めに帰すことのできない事由により、広告の効果を失う期間が、北名古屋市内循環バス運行業務における運行日のうち、連続して14日を超えないときは、その責めを負わないものとする。

2 会長は、広告掲載に関して損害賠償を負った場合は、当該損害賠償額は、第8条の規定に基づく年額を超えないものとする。

(苦情等への対応)

第12条 広告主は、広告の内容に関する苦情、事故、その他問題が発生したときは、その一切の責任を負い、誠意を持って速やかに解決に努めるとともに、会長に速やかにその顛末を報告するものとする。

(その他)

第13条 要綱、基準及びこの要項の各規定のほか、きたバス等の広告の掲載について、必要な事項は会長と広告主が協議のうえ別に定める。

附 則

この要項は、令和6年2月15日から施行する。